

## 持 続 化 給 付 金 の 概 要

持続化給付金は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業継続のため支給される給付金です。申請は持続化給付金ホームページから行います。

[持続化給付金](#)  で検索

### 1. 給付対象者

- 2019年以前から事業により事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思があること
- 2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、**前年同月比で事業収入が50%以上減少した月(対象月)**があること。(白色申告の場合、2019年の月平均事業収入と比較します。)

### 2. 給付金額の算定式(法人200万円・個人100万円が上限)

※10万円未満切り捨て

**法人**

給付額

=

対象月の属する事業年度の直前の  
事業年度の年間事業収入

-

対象月の月間事業収入×12

**個人**

給付額

=

2019年の年間事業収入

-

対象月の月間事業収入×12

### 3. 添付書類

#### ① 対象月の属する事業年度の直前の事業年度の収入を確認するもの

**法人**

2019年分の確定申告書別表一の控え(収受印のあるもの、または受信通知の添付)・法人事業概況説明書の控え

**個人**

(青色)2019年分の確定申告書第一表の控え、及び所得税青色申告決算書の控え(収受印のあるもの、または受信通知の添付)

(白色)2019年分の確定申告書第一表の控え(収受印のあるもの、または受信通知の添付)

#### ② 売り上げ減少となった対象月の月間事業収入がわかるもの

当月の売上台帳等の写し

#### ③ 口座通帳の写し

**法人**

法人名義のもの

**個人**

申請者本人名義のもの(本人確認書類も添付)

### ☆山形県緊急経営改善支援金 法人及び事業所を賃借している個人事業者20万円・個人事業主10万円

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、県からの企業等の活動の自粛要請を受け、令和2年4月25日から5月10日までの間、営業自粛又は夜間営業の自粛を行った、県内に施設等を有する事業者が対象です。新型コロナウイルスを乗り越えるための経営改善の検討が条件です。

#### 提出書類

所定の交付申請書・申請者名義の通帳の写し

(事業所を賃借している個人事業者)賃借の実態が確認できる書類の写し

※営業実態を確認できる資料(営業許可証等)・休業の状況が確認できる資料について、提出不要ですが、保存義務があります。

担当 天口所長 加藤支援部長 吉田

得バックナンバーはこちら

AMAGUCHI パートナース



または

天口会計事務所



でも可

<https://amaguchi.com/category/oshirase/>



税理士法人

AMAGUCHI パートナース

TEL : 023-625-2773